貨物自動車運送約款

中運商貨第三五四号
昭和三十九年十一月二十日

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等（第三条―第十五条）
第三章　運送（第十六条―第二十五条）
第四章　運賃、料金及び付帯運送（第二十六条―第三十五条）
第五章　責任（第三十六条―第四十二条）
第六章　荷主の責任（第四十三条―第四十八条）
第七章　荷物の受取及び引渡し（第四十九条―第五十二条）
第八章　雑則（第五十三条―第五十五条）
附則

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、他人の需要に応じ、貨物自動車を使用して、有償で貨物を運送することを業とします。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の運送に関する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

2　当店は、法令又は一般の慣習によるもののほか、この約款によらない運送の引受けをしません。

3　当店は、荷主が前項の規定にかかわらず、送り状に同項の規定に反する記載をし、又は荷主から同項の規定に反する申込みを受けたときは、これを引き受けることがあります。

4　当店が、第一項の規定により、運送の申込みを拒絶したときは、荷主は、当店に対し、損害賠償の請求をすることができません。

（運送の順序）

第三条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、緊急又は便宜やむを得ない貨物を運送するときは、この限りでありません。

（引渡の期間）

第四条　当店の貨物の引渡期間は、次の期間とします。

一　一般貨物　引受けた日を含めて二日

二　特殊貨物　引受けた日を含めて三日

三　集配引渡期間集荷及び引渡を行う場合については、各一日

2　前項の規定にかかわらず、荷主と当店との間に特別の約定があるときは、その約定によります。

3　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

第二章　引受け

（貨物の種類及び性質の明確）

第五条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を明示することを求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質について虚偽の申込者を発見したときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

3　当店は、前項の規定により点検をしない場合において、申込者が同意に応じないときは、その運送の引受けを拒絶することがあります。

4　当店は、貨物の種類及び性質が申込者の明告したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をしません。

5　当店が、第一項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明告したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をしません。

（運送の拒絶）

第六条　当店は、次の場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　運送に適しない貨物であるとき。

二　申込者が第十三条の規定による荷造をしないとき。

三　申込者が第十四条の規定による荷札を貼付しないとき。

四　当店運送に適する設備がないとき。

五　その他当店において運送に支障があるとき。

（危険品の運送）

第七条　当店は、火薬、爆発物、引火性物品、腐敗しやすい物品、毒劇物、猛獣、動植物の病毒その他の危険品の運送を引受けません。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、荷主から書面で申込みがあったときは、その危険品の種類及び性質を調査し、運送に支障がないと認めたときに限り、その運送を引受けることがあります。

3　当店は、前項の規定により危険品の運送を引受けたときは、荷主に対し、その荷造及び運送方法について、特別の指図をすることがあります。

4　荷主が、第一項の規定に違反して危険品を運送したときは、当店は、その荷物を破棄し、又は荷主の費用をもって処分することがあります。

（貴重品の運送）

第八条　当店は、次の貴重品の運送を引受けません。

一　通貨、小切手、郵便為替証書、郵便切手及び公債証書

二　貴金属、宝玉、宝石及び貴金属製品

三　美術品及び骨董品

四　前三号に掲げるもののほか、特に高価な貨物

2　荷主が、前項第二号に規定する貴金属について運送を申込んだときは、その価額が一キログラム当たり金五万円を超えるものに限り、これを引受けます。

3　荷主が、前項第三号に規定する美術品又は骨董品について運送を申込んだときは、その価額が一キログラム当たり金五万円を超えるものに限り、これを引受けます。

4　前二項の貴金属又は美術品若しくは骨董品とは、第一項第二号及び第三号に掲げるものをいいます。

（運送の種別等不明な場合）

第九条　当店は、荷送人が運送の申込をするに当たり、運送の種別等又は貨物の運送上危険な性質その他運送に関し必要な事項を明示しなかった場合は、荷送人とこれらの事項を有利と認められるところにより、当該貨物の運送を引受けます。

第三章　運送業務等

（荷造）

第十条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取扱方法に応じて、運送に適するように荷造をしなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造が十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、荷造が十分でない貨物であっても、貨物により他の貨物を汚染し、又は損傷を与えないと認め、かつ、書面により荷造の不備による損害を負担する旨の申込をするときは、その運送を引受けることがあります。

（危険品の荷造）

第十一条　荷送人は、危険品の荷造については、運送に支障なきように、かつ、外部から容易に危険品であることを知ることができるように荷造をしなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

（容積重量の換算）

第十二条　容積又は容積重量をもって運賃、料金を計算する貨物については、荷送人は、その容積又は容積重量を明示しなければなりません。ただし、当店が容積又は容積重量を知っているときは、この限りでありません。

（荷札）

第十三条　荷送人は、貨物の荷造の外部に、次の事項を明示した荷札を貼付しなければなりません。

一　荷送人の氏名又は商号及び住所

二　荷受人の氏名又は商号及び住所

三　品名

四　個数

2　荷送人は、前項の荷札を貨物の荷造の容易に見やすい箇所に貼付しなければなりません。

3　荷送人が、第一項の荷札を貼付しないときは、当店は、その貨物の運送を引受けません。

（危険品の荷造及び荷札）

第十四条　第十一条の規定により荷送人が荷造をしなければならない貨物については、荷送人は、その荷造の外部に、内容品の名称及び性質並びに運送上の危険の程度を表示しなければなりません。

2　荷送人は、前項の荷造の外部に、同項の表示のほか、荷送人の氏名又は商号及び住所並びに荷受人の氏名又は商号及び住所を明示した荷札を貼付しなければなりません。

3　荷送人が、第一項又は前項の規定に違反したときは、当店は、その貨物の運送を引受けません。

（荷造の変更）

第十五条　荷送人は、荷受人の氏名又は商号若しくは住所又は荷受人の変更その他の事情により、荷造を変更する必要があるときは、荷受人に代わって荷造を変更することができます。

2　荷送人が、前項の荷造の変更をしたときは、荷受人に代わって荷造を変更したことを当店に通知しなければ、荷受人に対抗することができません。

3　荷送人が、第一項の荷造の変更をしたときは、当店は、荷受人に代わって荷造を変更したことを荷受人に通知することがあります。

第四章　運賃、料金及び付帯運送

（運賃及び料金）

第十六条　運賃及び料金は、次の区分によります。

一　個数又は重量を基礎として運賃及び料金並びにこれらの適用方法は、当店が別に定める運賃及び料金並びにこれらの適用方法によります。

二　前号の運賃及び料金並びにこれらの適用方法は、当店が別に定める運賃及び料金並びにこれらの適用方法によります。

三　容積又は容積重量を基礎として運賃及び料金並びにこれらの適用方法は、当店が別に定める運賃及び料金並びにこれらの適用方法によります。

四　前三号に掲げるもののほか、特殊な貨物の運賃及び料金並びにこれらの適用方法は、当店が別に定める運賃及び料金並びにこれらの適用方法によります。

（運賃及び料金の計算）

第十七条　運賃及び料金の計算は、次によります。

一　個数又は重量を基礎として運賃及び料金並びにこれらの適用方法によるものは、荷送人が申込みをした個数又は重量によります。ただし、荷送人が申込みをした個数又は重量が当店の計算した個数又は重量と異なるときは、当店の計算した個数又は重量によります。

二　容積又は容積重量を基礎として運賃及び料金並びにこれらの適用方法によるものは、荷送人が申込みをした容積又は容積重量が当店の計算した容積又は容積重量と異なるときは、当店の計算した容積又は容積重量によります。

三　前二号に掲げるもののほか、特殊な貨物の運賃及び料金並びにこれらの適用方法によるものは、荷送人が申込みをした貨物の種類及び性質が当店の計算したところと異なるときは、当店の計算したところによります。

（運賃及び料金の割増）

第十八条　当店は、荷送人又は荷受人の申込により、次の場合には、運賃及び料金の割増をします。

一　貨物の運送に関し、特別の取扱をするとき。

二　貨物の運送に関し、特別の設備をするとき。

三　貨物の運送に関し、特別の車両を使用するとき。

四　貨物の運送に関し、特別の人員を使用するとき。

五　貨物の運送に関し、特別の時間を要するとき。

六　貨物の運送に関し、特別の危険を伴うとき。

七　貨物の運送に関し、特別の責任を負うとき。

（割増運賃及び割増料金）

第十九条　前条の割増運賃及び割増料金は、次によります。

一　前条第一号から第四号までに掲げる場合には、運賃及び料金（第二十六条第一項第一号に規定する運賃及び料金をいう。）の百分の二十五以内

二　前条第五号から第七号までに掲げる場合には、運賃及び料金の百分の五十以内

（運賃及び料金の収受）

第二十条　運賃及び料金は、貨物の引渡しをするまでに、荷送人から収受します。

2　前項の場合において、荷送人が運賃及び料金を支払わないときは、荷受人から収受します。

3　荷送人が、第一項の運賃及び料金を支払わないときは、当店は、荷受人に対し、その貨物の引渡しをするまでに、運賃及び料金を支払うことを請求することができます。

4　荷受人が、前項の運賃及び料金を支払わないときは、当店は、荷送人に対し、その運賃及び料金を支払うことを請求することができます。

（運賃及び料金の後払）

第二十一条　当店は、荷送人又は荷受人の申込により、運賃及び料金の後払をすることがあります。

2　当店は、前項の規定により運賃及び料金の後払をするときは、荷送人又は荷受人に対し、その運賃及び料金を支払うことを請求することができます。

3　荷送人又は荷受人が、前項の運賃及び料金を支払わないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の引渡しをするまでに、その運賃及び料金を支払うことを請求することができます。

（運賃及び料金の払戻）

第二十二条　当店は、第十二条の規定により荷送人に対し追加運賃及び追加料金を請求したときは、荷送人がこれを支払わないときは、その貨物を競売して、その運賃及び料金に充てることがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を競売したときは、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知しなければなりません。

3　当店は、第一項の規定により貨物を競売したときは、その貨物の競売代金から競売に関する費用を控除した残額を荷送人に払戻します。

（運賃及び料金の払戻）

第二十三条　当店は、第十二条の規定により荷送人に対し追加運賃及び追加料金を請求したときは、荷送人がこれを支払わないときは、その貨物の引渡しをするまでに、荷送人又は荷受人の申出により、その貨物を荷送人に返還することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を返還したときは、荷送人又は荷受人の申出により、その運賃及び料金を払戻します。

（運賃及び料金の払戻）

第二十四条　当店は、荷送人又は荷受人の申出により、次の場合には、運賃及び料金を払戻します。

一　貨物の滅失又は毀損のため、その貨物の運送を引受けなかったとき。

二　貨物の滅失又は毀損のため、その貨物の運送を中止したとき。

三　貨物の滅失又は毀損のため、その貨物の運送を引受けた後、荷送人又は荷受人の責に帰すべからざる事由により、その貨物を引渡期間内に引渡すことができなかったとき。

四　貨物の滅失又は毀損のため、その貨物の運送を引受けた後、荷送人又は荷受人の責に帰すべからざる事由により、その貨物を引渡期間内に引渡すことができなかったとき。

（運賃及び料金の払戻）

第二十五条　当店は、貨物の全部又は一部が天災その他当店の責に帰すべからざる事由により滅失したときは、その運賃及び料金を払戻します。

2　当店は、貨物の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、荷送人又は荷受人の申出により、その運賃及び料金の全額又は一部を払戻します。

第五章　責任

（責任の範囲）

第二十六条　当店は、貨物の運送に関し、貨物の滅失、毀損又は延着について、この約款に別段の定めがあるときを除き、この約款に定めた責任を負います。

2　当店は、貨物の運送に関し、荷送人又は荷受人に対し、この約款に定めた責任を軽減し、又は免除する特約をしません。

（責任の消滅）

第二十七条　当店は、貨物の滅失又は毀損について、荷受人が異議なく貨物を受取ったときは、その滅失又は毀損について、当店は、責任を負いません。

2　当店は、貨物の滅失又は毀損について、荷受人が異議なく貨物を受取ったときは、その滅失又は毀損について、当店は、責任を負いません。

3　前二項の規定は、当店に悪意があった場合には、これを適用しません。

（責任の消滅）

第二十八条　当店は、貨物の滅失又は毀損について、荷受人が異議なく貨物を受取ったときは、その滅失又は毀損について、当店は、責任を負いません。

2　前項の規定は、当店に悪意があった場合には、これを適用しません。

（損害賠償の額）

第二十九条　貨物の全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その貨物の引渡すべきであった日の到達地における価額によります。

2　貨物の一部滅失又は損があった場合の損害賠償の額は、その引渡すべきであった日の到達地における一部滅失又は損があった貨物の価額によります。

3　第二十五条第一項の規定により、貨物の全部滅失があったときは、荷送人は、運賃及び料金の返還を請求することができません。

4　金等は、前十四条の規定にかかわらず、当店の責に帰すべき事由により滅失又は毀損があったときは、その金等の価額について、当店の負う責任の限度を超えない範囲で、荷送人又は荷受人の申告した価額によります。

5　第三者の重過失又は詐欺により荷送人又は荷受人に損害を与えたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

（時効）

第三十条　当店が、前条の規定により負う責任は、荷受人が貨物を受取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

2　前項の時間は、貨物の全部滅失の場合においては、その貨物の引渡すべきであった日から、これを起算します。

3　前二項の規定は、当店に悪意があった場合には、これを適用しません。

（利用運送の際の責任）

第三十一条　当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関の利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款により当店が負います。

（賠償に関する権利義務）

第三十二条　当店は、運送に関し荷送人又は荷受人に対して有する損害賠償の請求権、運賃及び料金の請求権その他貨物に関する一切の権利を取得しません。

第六章　荷主の責任

（荷主の責任）

第三十三条　荷送人は、貨物の滅失、毀損又は延着について、当店に故意又は過失があるときを除き、当店に対し、損害賠償の責任を負いません。

（荷主と連帯）

第三十四条　当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失について、他の運送事業者と連帯して、損害賠償の責任を負います。

（荷主の責任）

第三十五条　当店は、運送に関し荷送人の故意又は過失により損害を受けたときは、荷送人に対し、その損害賠償を請求することができます。

2　荷送人は、前項の損害賠償の責任を負うときは、当店の指図に従わなければなりません。

3　荷送人は、第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、その指図を証明した書面を当店に交付しなければなりません。

4　貨物引換証の所持人は、第一項の指図をしようとする場合は、当該貨物引換証を提示しなければなりません。

（指図に応じない場合）

第三十四条　当店は、運送の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないときは、その旨を荷送人又は貨物引換証の所持人に通知します。

第七章　事故

（事故の際の措置）

第三十五条　当店は、次の場合には、運搬をなく、荷送人又は貨物引換証の所持人に対し、相当の期間を定め、その処分につき指図を求めます。

一　貨物の一部滅失、毀損又は延着により、その貨物の価額が著しく減失、または損傷したとき。

二　当店が過失なくして荷送人又は荷受人の氏名又は商号若しくは住所を知ることができないとき。

三　その他の事情により、当店が貨物を運送することができないとき。

2　当店は、前項の規定により貨物の運送を中止したときは、荷送人又は荷受人に対し、その貨物の引渡しをするまでに、その貨物を運送するために要した費用を請求することができます。

3　第一項の指図をすることができないときは、当店は、荷送人又は荷受人に対して次に掲げる処分をすることができます。

一　当店に対して運賃、料金等の全部を支払うことを条件として、その貨物を荷送人又は荷受人に引渡すこと。

二　当該貨物の供託をすること。

三　当該貨物を競売すること。

（危険品の処分）

第三十六条　当店は、運送した貨物が爆発性、発火性その他危険な性質を有するものであることが明らかになったときは、荷送人の同意を得ないで、これを破棄し、又は無害の状態にすることがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を破棄し、又は無害の状態にしたときは、荷送人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（貨物の滅失等による免責）

第三十七条　当店は、第十二条の規定により荷送人に対し追加運賃及び追加料金を請求した場合において、荷送人がこれを支払わないときは、その貨物の滅失、毀損又は延着について、責任を負いません。

2　当店は、前項の規定により貨物を競売したときは、その貨物の滅失、毀損又は延着について、責任を負いません。

（事故等の通知）

第三十八条　当店は、第十二条の規定により荷送人に対し追加運賃及び追加料金を請求したとき、第二十三条の規定により荷送人に対し貨物の引渡しをしたとき、又は前条第一項の規定により貨物を競売したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

2　当店は、貨物の全部又は一部が滅失したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（危険品等の処分）

第三十九条　当店は、第十五条の規定により荷送人に対し荷造をすべきことを求めた場合において、荷送人がこれをしないときは、その貨物を競売することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を競売したときは、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知しなければなりません。

3　当店は、第一項の規定により競売をしたときは、その貨物の代金の全部又は一部を運賃、料金等並びに指図の請求及び通知に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

（引渡不能の貨物の任意売却）

第四十条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第十二条第二項各号に掲げる場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであって、第十二条の規定により荷送人に対し追加運賃及び追加料金を請求したときは、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却し、その代金から運賃、料金その他貨物について荷送人のために支払うべき金額を控除した残額を荷送人に交付することができます。

2　前項の規定による売却には、前条第二項及び第三項の規定を準用します。

第八章　雑則

（貨物引換証の発行）

第四十一条　当店は、荷送人の請求により貨物引換証を発行したときは、この約款の適用については、貨物引換証に関する法律（昭和十三年法律第七十七号）第二条第二項に規定する運送証券とみなします。

2　当店は、前項の規定により貨物引換証を発行したときは、荷送人に対し、その貨物の引渡期間の日から起算して七日以内に、その貨物の引渡しをしないときは、荷送人は、当店に対し、その貨物の引渡しを請求することができます。

3　当店は、貨物引換証と引換でなければ、その貨物の引渡しをしません。

（貨物引換証の受戻証券性）

第四十二条　当店は、貨物引換証を発行したときは、これと引換でなければ、貨物の引渡しをしません。

2　当店は、貨物引換証と引換に貨物の引渡しをしたときは、その貨物について、その引渡しをしたときまでに生じた一切の事故について責任を負いません。

（貨物引換証の喪失）

第四十三条　荷送人又は荷受人は、貨物引換証を喪失したときは、当店に対し、その貨物の引渡しを請求することができません。

2　当店は、前項の場合において、荷送人又は荷受人から、その貨物の引渡しを請求されたときは、荷送人又は荷受人に対し、相当の担保を供することを求めることがあります。

3　荷送人又は荷受人が、前項の担保を供しないときは、当店は、その貨物を競売することがあります。

4　当店は、前項の規定により貨物を競売したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知しなければなりません。

（貨物引換証の喪失）

第四十四条　当店は、貨物引換証を喪失した荷送人又は荷受人から、その貨物の引渡しを請求されたときは、その貨物について、他の貨物引換証の所持人に対し、相当の期間を定め、その貨物の引渡しをしない